

# 気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【エンジニアリング及び工事サービス （IF-EN）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：  
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。  
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**エンジニアリング及び工事サービス（IF-EN）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
  - ▶ 産業別開示要求の構成
    - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
    - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
  - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

## S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

<b>産業の説明</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している</li></ul>
<b>開示トピック及びトピックサマリー</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの</li><li>❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる</li></ul>
<b>指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている</li></ul>
<b>技術的プロトコル</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する</li></ul>
<b>活動指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの</li><li>❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している</li></ul>

**産業名  
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

**産業の説明**

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

**開示トピック**

**指標**

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1  1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの</li> <li>• 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの</li> </ul>	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性</li> <li>• これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか</li> </ul>	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

## 適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

## 重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

## 指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)



# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー  
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に  
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク  
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会  
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性  
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

エンジニアリング及び工事サービス  
Engineering & Construction  
Services  
(IF-EN)

# エンジニアリング及び工事サービス (IF-EN)

「エンジニアリング及び工事サービス」産業は、さまざまな建築及びインフラプロジェクトを支援する、エンジニアリング、工事、設計、コンサルティング、請負及びその他の関連するサービスを提供する。

この産業は主として4つの主要なセグメントにより構成される：エンジニアリング・サービス、インフラ工事、非居住用建物の工事、並びに建築の下請け及び工事関連の専門的なサービスである。

インフラ工事セグメントには、発電所、ダム、石油及びガスのパイプライン、製油所、高速道路、橋、トンネル、鉄道、港、空港、廃棄物処理場、水道並びにスタジアムといったインフラプロジェクトの設計又は建築（又はこの両方）を行う企業が含まれる。

非居住用建物の工事セグメントには、工場、倉庫、データセンター、オフィス、ホテル、病院、大学、及びモールのような小売りスペースといった工業及び商業施設の設計又建築（又はこの両方）を行う企業が含まれる。

エンジニアリング・サービスセグメントには、上記の多くのプロジェクトの種類についての実行可能性調査の設計及び実施といった特化した建築及びエンジニアリング・サービスを提供する企業が含まれる。

最後に、建築の下請け及び工事関連の専門的なサービスセグメントには、大工工事、電気工事、配管工事、塗装工事、防水工事、造園工事、内装工事、及び建物検査といった付属的なサービスを提供する、相対的に小規模な企業が含まれる。

この産業の顧客には、公的セクターと民間セクターのインフラの所有者及びデベロッパーが含まれる。この産業に属する大規模な企業はグローバルにオペレーションを行い、収益を生み出し、典型的には複数のセグメントに特化している。

トピック	コード	指標
プロジェクト開発における環境影響 (impacts)	IF-EN-160a.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境許認可、基準及び規制の違反事案 (incidents of non-compliance) 件数</li> </ul>
	IF-EN-160a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの設計、立上げ及び建設に関連する環境リスクを評価及び管理するプロセスの説明</li> </ul>
構造上の完全性 (integrity) 及び安全性	IF-EN-250a.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠陥及び安全関連の手直しコストの金額</li> </ul>
	IF-EN-250a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠陥及び安全関連災害に関連する法的手続を伴う金銭的損失の総額</li> </ul>
建物及びインフラのライフサイクルにわたる影響 (impacts)	IF-EN-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証を受けた受注プロジェクト</li> <li>(2)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証取得を目指して進行中のプロジェクトの件数</li> </ul>
	IF-EN-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの計画及び設計に、運営段階のエネルギー及び水効率の考慮事項を組み入れるためのプロセスの説明</li> </ul>
事業構成に対する気候影響 (impacts)	IF-EN-410b.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)炭化水素関連プロジェクトのバックログ金額</li> <li>(2)再生可能エネルギープロジェクトのバックログ金額</li> </ul>
	IF-EN-410b.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログのキャンセル金額</li> </ul>
	IF-EN-410b.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の緩和に関連する非エネルギープロジェクトのバックログの金額</li> </ul>

# プロジェクト開発における環境影響 (impacts)

インフラ建設プロジェクトは、経済的及び社会的発展に貢献する一方で、地域の環境及び周辺地域にリスクをもたらす可能性がある。

この産業の活動は、生物多様性への影響 (impacts)、大気中への排出、排水、天然資源の消費、廃棄物の発生及び有害化学物質の使用を通じて、**地域の生態系を破壊する**可能性がある。

特に、建設企業は、開拓、整地及び掘削活動を行い、プロジェクトにおける建設活動中に有害な廃棄物を発生させる場合がある。

建設前に環境影響 (impacts) を効果的に評価することは、事業コスト及び資本コストを上昇させる可能性のある不測の問題を軽減するのに役立つ場合がある。

場合によっては、環境への懸念又は地域の反発 (又はこの両方) が、プロジェクトの遅延、及び、極端な場合にはプロジェクトのキャンセルにつながり、**企業の収益性及び成長機会に影響を与える (impact)** 場合がある。

建設中に環境規制に従わなかった場合、**高額な罰金及び修復コストが発生し、企業の評判を傷つける**可能性がある。

環境影響 (impact) 評価により、プロジェクトが開始される前に、プロジェクトの潜在的な環境影響 (impacts) と、必要とされる場合がある軽減活動を理解することができる。

同様に、プロジェクトにおける建設活動中に環境リスクを適切に管理することで、規制当局からの監督又は地域社会の反発 (又はこの両方) を減らすことができる。

環境への配慮事項を事前に評価し、プロジェクトにおける開発活動中もこれらを継続的に評価することで、エンジニアリング及び工事企業は、**発生する場合のある潜在的な環境問題や財務リスクを軽減**できるだけでなく、見込み顧客から新規契約を獲得するための**競争上の優位性も確立**できる場合がある。

コード： IF-EN- 160a.1.	指標： 環境許認可、基準及び規制の違反事案（incidents of non-compliance）件数	測定単位： 数
1	環境に関連した違反事例（instances of non-compliance）の総数を開示する	
3	開示の範囲には、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告企業による違反事案（incidents of non-compliance）</li> <li>• 報告企業の直接監督下にある下請業者による違反事案（incidents of non-compliance）</li> </ul>	
4	違反事案（incident of non-compliance）は、それが執行手続に至ったかどうかに関係なく開示する	
5	違反事案（incident of non-compliance）は、測定方法又は頻度にかかわらず開示する	

コード： IF-EN- 160a.2.	指標： プロジェクトの設計、立上げ及び建設に関連する環境リスクを評価及び管理するプロセスの説明	測定単位： 該当なし
1	プロジェクトの立上げ、設計及び建設に関連する環境リスクを評価し管理するために採用しているプロセスについて説明する	
2	プロジェクトの環境リスクを評価するために採用しているデュー・デリジェンスの実務について説明する	
3	プロジェクトの立上げ、設計及び建設中に環境への影響（impacts）を最小化するために自社が採用しているオペレーションの実務を説明する	
4	適用されるすべての環境規制及び許可を順守してオペレーションを行うための自社のアプローチについて記述する	

コード： IF-EN- 160a.2.	指標： プロジェクトの設計、立上げ及び建設に関連する環境リスクを評価及び管理するプロセスの説明	測定単位： 該当なし
5	該当する場合には、プロジェクトの立上げ、設計及び建設に伴う環境影響 (impacts) を評価し最小化するためのコード、ガイドライン及び基準の使用について説明する	
6	<p>以下のプロジェクトを管理するためのアプローチを、自社が採用している追加的な措置又は方針を含めて記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境的又は社会的（又はこの両方）デューデリジェンスの要件が強化されたプロジェクト</li> <li>・ 重大な (significant) 環境又は社会（又はこの両方）への悪影響 (impacts) が予想されるプロジェクト</li> </ul>	
7	該当し、関連性がある場合には、異なる事業地域、プロジェクトの種類及びビジネスセグメントについての方針及び実務の違いについて記述する	
8	開示の範囲には、企業が契約上の責任をもって関与する、立上げ、設計及び建設に関連するプロジェクトの段階が含まれる	



エンジニアリング、設計、建築、コンサルティング、検査、建設又は保守サービスのいずれを提供しているかにかかわらず、この産業の企業は、業務の安全性及び完全性 (integrity) を確保する専門的な責任を負っている。

プロジェクトの設計段階及び建物又はインフラの建設段階におけるエラー又は品質の不備は、**重大な (significant) 人身傷害、資産価値の喪失及び経済的な損害を引き起こす可能性**がある。

そのため、構造上の完全性 (integrity) 及び安全性が十分に達成できない企業は、再設計又は補修工事 (又はこの両方)、法的責任、さらには成長の見通しを損なう評判の低下により、**高額なコストに直面する可能性**がある。

さらに、建物又はインフラを設計し建設する際には、この産業の企業は、プロジェクトの構造上の完全性 (integrity) 及び一般市民の安全性に影響を及ぼす (affect) 可能性のある潜在的な気候変動の影響 (impacts) をこれまで以上に考慮しなければならない。

特に、気候変動に関連する事象の頻度や深刻度が予想通りに増加した場合には、適用される最低限のコード及び基準を遵守するだけでは、特定の状況下で風評価値を維持・向上させるために (又は法的責任を軽減するためでさえ) 十分ではない場合がある。

品質に関する新たな産業基準を満たすかそれ以上の品質を確保すること、及び、気候リスクに起因するものも含めて、潜在的な設計上の問題に対処するための内部統制手続を確立することで、企業がこれらのリスクを軽減することを支援することができる。

コード： IF-EN- 250a.1.	指標： 欠陥及び安全関連の手直しコストの金額	測定単位： 報告通貨
1	発生した欠陥及び安全関連の手直しコストの総額を開示する	
1.1	手直しは、以下の活動と定義する <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現場で複数回行わなければならない活動</li> <li>• プロジェクトの一部として以前に設置された製作物を取り除く活動</li> </ul>	
1.2	この開示の目的において、手直しコストの範囲から、顧客又はプロジェクトオーナー主導の修正に起因するコストは除外される	
1.3	手直しコストの範囲には、人件費、材料費、設計費、設備費及び下請業者に関連するコストを含むが、これらに限定されない	
2	企業は、実際の又は予測されたプロジェクトの総コストと比較して、重大な (significant) 手直しコストを伴うプロジェクトについて説明する場合がある	

コード： IF-EN- 250a.2.	指標： 欠陥及び安全関連災害に関連する法的手続を伴う金銭的損失の総額	測定単位： 報告通貨
1	欠陥及び安全関連災害並びに申立てに関連した法的手続の結果、報告期間中に発生した金銭的損失の総額を開示する	
2	法的手続には、裁判官、取締役官、仲裁人又はその他のいずれの面前であるかを問わず、企業が関与した審判手続を含める	
3	<p>金銭的損失には、相手方又は他者に対するすべての金銭的債務を含める</p> <p>金銭的債務には、あらゆる企業が提起した民事訴訟、規制手続、及び刑事訴訟の結果として報告期間中に発生した罰金及びその他の債務を含む</p>	
4	金銭的損失の範囲からは、企業がその抗弁において負担した法的及びその他の手数料及び費用は除外する	

コード： IF-EN- 250a.2.	注記
1	法的手続の結果としてのすべての金銭的損失の性質及び背景を簡潔に記述する
2	法的手続の結果として適用した是正措置について記述する

建築物や主要なインフラプロジェクトは、経済における天然資源の最大の利用形態の一つである。

建設活動中におけるこれらの材料には、とりわけ、鉄及び鋼材、セメント、コンクリート、煉瓦、乾式壁、壁板、ガラス、断熱材、備品、ドア並びにキャビネットが含まれる。

一度完成し、日常的に使用されている間、これらのプロジェクトは、大量のエネルギーと水を消費することが多い（プロジェクトにおける建設による直接的な環境影響（impacts）の説明については、「プロジェクト開発による環境影響」のトピックを参照）。

したがって、建設資材の調達並びに建物及びインフラの日常的な使用は、直接的及び間接的な温室効果ガス（GHG）の排出、グローバル又は地域（又はこの両方）の資源制約、水ストレス及び人間の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。

サステナブルな建築環境を開発するための顧客及び規制当局からの圧力は、建物及びインフラプロジェクトのライフサイクルにおける影響（impacts）を軽減することを目的とした市場の成長に寄与している。

これに対応して、とりわけ、プロジェクトの使用段階でのエネルギー及び水の効率、人間の健康への影響（impacts）、並びにサステナブルな建築及び建材の使用などを評価するため、国際的にさまざまなサステナブル建築及びインフラ認証制度が開発されてきている。

その結果、そのような材料を提供できるサプライヤーから、サステナビリティを重視したプロジェクトの設計、コンサルティング及び建設サービスを提供できる「エンジニアリング及び工事サービス」産業の企業に至るまで、バリュー・チェーン内の産業にとって多くの機会が生まれてきている。

このようなサービスは、経済的な利点のあるサステナブルなプロジェクトに対する顧客の需要が増加し、関連する規制が進化する中で、**競争上の優位性と売上の成長の機会を提供することができる。**

このような考慮事項をサービスに効果的に組み入れることができない企業は、**長期的には市場シェアを失うこと**になる場合がある。

コード： IF-EN-410a.1.	指標： (1)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証を受けた受注プロジェクト	測定単位： 数
1	第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証を受けた、報告期間中に受注したプロジェクト件数を開示する	
1.1	第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の範囲は、以下の側面に対応する基準又は認証に限定される	
1.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率</li> </ul>	
1.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>節水</li> </ul>	
1.1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料及び資源効率</li> </ul>	
1.1.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内環境品質</li> </ul>	

コード： IF-EN-410a.1.	指標： (2)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証取得を目指して進行中のプロジェクトの件数	測定単位： 数
2	報告期間中に第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証取得を目指して進行中のプロジェクトの件数を開示する	
2.1	進行中のプロジェクトの範囲は、報告期間の終了時点で開発中のすべての建物及びインフラのプロジェクトが含まれる	
2.2	進行中のプロジェクトの範囲から、報告期間中に受注したプロジェクトは除外する	
3	プロジェクトが認証を受けている、又は認証を目指している第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準を開示する	



コード： IF-EN-410a.2.	指標： プロジェクトの計画及び設計に、運営段階のエネルギー及び水効率の考慮事項を組み入れるためのプロセスの説明	測定単位： 該当なし
1	運営段階のエネルギー及び水効率に関する考慮事項をプロジェクトの計画及び設計に組み入れるために使用しているプロセスについて説明する	
2	内部方針、実務及び手続を含め、運営段階のエネルギー及び水効率の考慮事項に関連するリスクを評価するためのアプローチについて記述する	
3	該当する場合には、運用段階のエネルギー及び水効率に対処するコード、ガイドライン及び基準の使用について記述する	

「エンジニアリング及び工事サービス」産業は、破壊的な気候規制にさらされる可能性のある顧客、及び、気候変動に対処する役割を果たす顧客と共に活動している。

建設プロジェクトの中には、使用段階で排出される温室効果ガス（GHG）が原因で、気候変動に重大な（significant）影響を与えるものがある。

グローバルな温室効果ガスの排出の一因となる可能性の高いプロジェクトには、石油及びガス並びにその他の採掘産業、並びに大型建築物におけるプロジェクトが含まれる。

再生可能エネルギープロジェクトなどのインフラプロジェクトの中には、GHG排出の削減を目的としたものもあるが、多くの種類のプロジェクトでは、トレードオフの関係にある。

例えば、大量輸送システムは、GHG排出の直接的な増加要因となる一方で、システムが提供するメリットを考慮すると、正味の排出は減少する場合がある。

この産業の一部の企業は、売上及び利益の相当の割合を炭素集約型産業の顧客から得ており、それらの企業の将来の資本支出は、進化する気候規制によりリスクを負う場合がある。

ダウンサイドリスクは、プロジェクトの遅延、キャンセル及び長期的な収益成長機会の減少を通じて顕在化する場合がある。

一方で、GHG削減に貢献するインフラプロジェクトに特化した企業は、これらの成長市場に注力し続けることで、競争上の優位性を獲得できる可能性がある。

この産業とその顧客が不確実な事業環境の中でオペレーションを継続し、環境や規制要件の増加に直面する中、企業のバックログ及び将来の事業見通しに組み込まれている気候変動に起因するリスク及び機会を評価し伝達することは、気候変動が事業に与える全体的な影響（impacts）を投資家が評価する際に役立つ可能性がある。

コード： IF-EN- 410b.1.	指標： (1)炭化水素関連プロジェクトのバックログ金額	測定単位： 報告通貨
1	炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログ金額を開示する	
1.1	バックログは、以下のいずれかとする <ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告期間の終了時点で完了していないプロジェクトの値（すなわち、契約上将来的に予測されるが、認識されていない売上高）として定義する</li> <li>• 企業によるバックログの既存の開示と整合するように報告企業が定義する</li> </ul>	
1.2	炭化水素関連プロジェクトは、炭化水素のバリュー・チェーンに直接関連するあらゆる種類のプロジェクトと定義する	

コード： IF-EN-410b.1.	指標： (2)再生可能エネルギープロジェクトのバックログ金額	測定単位： 報告通貨
4	<b>再生可能エネルギープロジェクトに関連するバックログ金額を開示する</b>	
4.1	再生可能エネルギー：枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義（地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等）	
5	<b>プロジェクトオーナーがプロジェクトの再計画を成功させた結果として、同一報告期間中に再計上したバックログのキャンセル金額を、バックログの計算及び開示から除外する</b>	
6	開示の範囲は、企業がエンジニアリング、建築、設計、建設、据付、計画、コンサルティング、修理若しくは保守サービス（又はこの両方）、又はその他の同様のサービスを提供したプロジェクトに限定される	

コード： IF-EN- 410b.2.	指標： 炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログのキャンセル金 額	測定単位： 報告通貨
1	報告期間中にキャンセルされたあらゆる種類の炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログの総額を開示する	
1.2	バックログのキャンセルは、以下のいずれかと定義する <ul style="list-style-type: none"> <li>• キャンセル、縮小、終了又は延期によりバックログの定義を満たさなくなったバックログの金額</li> <li>• 売上への転換若しくは為替レートの変動以外の理由でバックログから削除されたバックログの金額</li> </ul>	
1.2.2	バックログのキャンセルの範囲から、廃炉プロジェクトに関連するキャンセルは除外する	
2	開示の範囲は、企業がエンジニアリング、建築、設計、建設、据付、計画、コンサルティング、修理又は保守サービス（又はこの両方）、又はその他の同様のサービスを提供したプロジェクトに限定される	

コード： IF-EN- 410b.3.	指標： 気候変動の緩和に関連する非エネルギープロジェクトのバックログの金額	測定単位： 報告通貨
1	気候変動の緩和に関連する非エネルギープロジェクトのバックログの金額を開示する	
1.2	非エネルギープロジェクトは、エネルギーバリューに直接関連しないプロジェクトと定義する	
2	<p>開示の範囲には、以下のみを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動の緩和により著しく動機付けられたプロジェクト</li> <li>• 気候変動の緩和に対応して適用されたプロジェクト</li> </ul>	
3	開示の範囲には、ベースラインシナリオ又はベースライン排出（プロジェクトを実行せずとも発生する場合のあるGHG排出と定義する）に対して重大な（significant）気候変動の緩和をもたらすプロジェクトのみを含める	
4	開示の範囲からは、エネルギーバリュー・チェーンに直接関連するすべてのバックログ（炭化水素関連の廃炉プロジェクトを除く）を除外する	
6	開示の範囲は、企業が提供するエンジニアリング、建築、設計、建設、据付、計画、コンサルティング、修理又は保守サービス（又はこの両方）、又はその他の同様のサービスを提供する建物やインフラプロジェクトに限定される	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
IF-EN-000.A	進行中のプロジェクトの数	定量	数
IF-EN-000.B	受注プロジェクトの数	定量	数

## IF-EN-000.Bに関する注記

- 受注プロジェクトの範囲には、企業が建設サービスを提供したプロジェクトのみを含めなければならない

